

あっせん等に関する体制の比較（都道府県・政令市）1／4

自治体	①千葉県	北海道	岩手県	②熊本県	③長崎県	④沖縄県	⑤鹿児島県	⑥京都府	
あっせん等の申立て先	知事	知事が委嘱する地域づくり推進員で構成する14地域ごとの「地域づくり委員会」が事案を協議する中で、全員の賛成によって指導することができる。	制度なし	知事	知事	知事	知事	調整委員会	
調整委員会(※)の設置	○			○	○	○	○	○	
あっせん等の主体	調整委員会			調整委員会	調整委員会	調整委員会	調整委員会	調整委員会	
対象 事案	不当な差別的取扱い	○	事業者 ○ 相談者 — 事業者 ○ 相談者 ○ — — 事業者 ○ 相談者 ○ — — ○ ○(知事が判断) — ○ ○	知事が委嘱する地域づくり推進員で構成する14地域ごとの「地域づくり委員会」が事案を協議する中で、全員の賛成によって指導することができる。 また、指導によって改善が図られない場合には、知事に対して、勧告することを求めることができる。	○	○	○	○	○
	合理的配慮の不提供	○		—	○	○	—	—	
勧告の 対象者	あっせん等に従わない者	事業者 ○ 相談者 —		事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —	
	調査を拒否した者	事業者 ○ 相談者 ○		事業者 ○ 相談者 ○	—	—	—	事業者 ○ 相談者 ○	
	調査で虚偽の説明をした者	—		事業者 ○ 相談者 ○	—	—	—	事業者 ○ 相談者 ○	
	その他	—		—	—	—	—	—	
調整委員会からの勧告の求め	○		○	○	○	○	○	○	
調整委員会が勧告を求めたときの知事・市長の裁量	△(尊重)		○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)	
勧告前の意見陳述機会の付与	○		—	○	—	—	—	—	
勧告に従わなかった者の公表	—		○	○	—	○	○	○	
公表前の意見陳述機会の付与			○	○			○	○	

※調整委員会に相当する機関は自治体によって名称は異なるが、上表では「調整委員会」と統一して表記

あっせん等に関する体制の比較（都道府県・政令市） 2／4

自治体	⑦茨城県	⑧奈良県	⑨愛知県	⑩富山県	⑪徳島県	山梨県	山形県	⑫宮崎県
あっせん等の申立て先	知事	知事	知事	知事	知事	制度なし	制度なし	知事
調整委員会(※)の設置	－	○	○	○	○			○
あっせん等の主体	知事	調整委員会	知事 (調整委員会に意見聴取)	調整委員会	調整委員会			調整委員会
対象 事案	不当な差別的 取扱い	○	○	○	○			○
	合理的配慮の 不提供	○	○	－	○	－		－
勧告の 対象者	あっせん等に 従わない者	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 －	事業者 ○ 相談者 －	事業者 ○ 相談者 －			事業者 ○ 相談者 －
	調査を拒否し た者	－	事業者 ○ 相談者 ○	－	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 ○		－
	調査で虚偽の 説明をした者	－	事業者 ○ 相談者 ○	－	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 ○		－
	その他	－	－	－	－	－		－
調整委員会からの勧告 の求め		－(知事が判断)	－(知事が判断)	○	○			○
調整委員会が勧告を求 めたときの知事・市長 の裁量				○(知事が判断)	○(知事が判断)			○(知事が判断)
勧告前の意見陳述機会 の付与	－	－	－	－	－			－
勧告に従わなかつた者 の公表	○	○	○	○	○			○
公表前の意見陳述機会 の付与	○	○	○	○	○			○

※ 調整委員会に相当する機関は自治体によって名称は異なるが、上表では「調整委員会」と統一して表記

あっせん等に関する体制の比較（都道府県・政令市） 3／4

自治体	⑬大分県	岐阜県	⑭栃木県	⑮埼玉県	⑯大阪府	⑰愛媛県	⑱静岡県	⑲福岡県
あっせん等の申立て先	知事	制度なし	知事	知事	知事	知事	知事	調整委員会
調整委員会(※)の設置	○		○	—	○	○	○	○
あっせん等の主体	調整委員会		調整委員会	知事	調整委員会	調整委員会	調整委員会	調整委員会
対象 事案	不当な差別的 取扱い	○	○	○	○	○	○	○
	合理的配慮の 不提供	○	—	○	—	○	○	○
勧告の 対象者	あっせん等に 従わない者	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 ○	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —
	調査を拒否し た者	—	—	事業者 ○ 相談者 ○	—	—	—	—
	調査で虚偽の 説明をした者	—	—	—	事業者 ○ 相談者 ○	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
調整委員会からの勧告 の求め	○	○		○	○	○	○	○
調整委員会が勧告を求 めたときの知事・市長 の裁量	○(知事が判断)		○(知事が判断)		○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)	○(知事が判断)
勧告前の意見陳述機会 の付与	—		—	—	—	—	—	—
勧告に従わなかつた者 の公表	○		○	○	○	○	○	○
公表前の意見陳述機会 の付与	○		○	○	○	○	○	○

※ 調整委員会に相当する機関は自治体によって名称は異なるが、上表では「調整委員会」と統一して表記

あっせん等に関する体制の比較（都道府県・政令市） 4／4

自治体	㉐さいたま市	㉑新潟市	㉒横浜市	㉓仙台市	(参考1) 明石市	(参考2) 別府市
あっせん等の申立て先	市長	市長	市長	調整委員会	市長	市長
調整委員会(※)の設置	○	○	○	○	○	○
あっせん等の主体	調整委員会	市長 (調整委員会に審議要求)	調整委員会	調整委員会	調整委員会	市長 (調整委員会に諮問)
対象事案	不当な差別的取扱い	○	○	○	○	○
	合理的配慮の不提供	○	○	○	○	○
勧告の対象者	あっせん等に従わない者	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —	勧告・公表の制度なし	事業者 ○ 相談者 —	事業者 ○ 相談者 —
	調査を拒否した者	—	事業者 ○ 相談者 ○		事業者 ○ 相談者 ○	—
	調査で虚偽の説明をした者	—	—		事業者 ○ 相談者 ○	—
	その他	—	—		—	—
調整委員会からの勧告の求め	○	—(市長が判断)		○	—(市長が判断)	—(市長が判断)
調整委員会が勧告を求めたときの知事・市長の裁量	△ (原則、勧告する)			○ (市長が判断)		
勧告前の意見陳述機会の付与	—	—		—	○	—
勧告に従わなかつた者の公表	○	○		○	○	—
公表前の意見陳述機会の付与	○	○		○	○	

※ 調整委員会に相当する機関は自治体によって名称は異なるが、上表では「調整委員会」と統一して表記